

委員 長 談 話

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

- 1 本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告いたしました。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、民間給与の実態調査を 2 回に分けて実施し、先行して調査を実施した特別給については、10 月 14 日に支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行ったところです。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果をとりまとめたことから、公務運営と併せて報告を行ったものです。

月例給について、職員の給与と民間給与とを比較したところ、民間が公務を上回っていましたが、その較差が極めて小さいことから、改定を行わないこととしました。

- 2 また、公務運営については、人材の確保及び育成、能力・実績に基づく人事管理、勤務環境の整備、高齢層職員の能力及び経験の活用並びにコンプライアンスの徹底に関して報告しました。

- 3 職員においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の業務にまい進していただいておりますが、引き続き、全体の奉仕者としての高い使命感と倫理感の下に、県政の課題に迅速かつ的確に対応し、県民の視点に立った行政運営や公務能率の向上に努め、県民の公務に寄せる期待と信頼に

応えるよう、職務に精励されることを要望します。

- 4 県民の皆様には、人事委員会の勧告制度の意義と、職員がそれぞれの職務を通じ、県民生活を支え、その向上に日々努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思いをします。